

令和 7 年度版

とよはしの環境

豊橋市環境部

目 次

1	清掃事業の沿革	3
2	ごみ収集	4
3	し尿収集	5
4	ごみ減量施策	6
5	産業廃棄物の取り組み	8
6	環境センター	10
7	資源化センター・資源リサイクルセンター・プラスチックリサイクルセンター・ こわすごみ選別施設	11
8	廃棄物最終処分場	12
9	廃棄物処理手数料	13
10	環境対策	14
11	地球温暖化対策	17

※関連 HP(URL)は、隨時更新しているため発行年度と内容が異なる場合があります。

1 清掃事業の沿革 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/53919.htm>)

豊橋市街地の周辺は、畑作農業地帯を形成している。特に戦後大規模に開かれた開拓地では、土壤改良のために大量の有機物の施肥が必要であり、昭和 20 年代においては、本市で排出される厨芥とし尿のほとんどが農地還元され更に他都市から厨芥を導入する状況であった。昭和 30 年代に入っても農地還元は続けられたが、その量は次第に減少し、ごみ排出量の増加により、市の清掃事業による処理に移行した。昭和 39 年に完成したコンポスト施設の稼働によって厨芥の農地還元が復活したが、家庭ごみの約 50%を処理するにとどまり、年々その処理率は低下してきた。昭和 44 年には焼却処理も開始したが、依然その中間処理率は 50%程度で、事業系廃棄物を含めた埋立処分が主流であった。

すでに当時において、適正処理の困難なごみ、取扱いの複雑なごみなどの増加、処理過程における環境対策の要請、収集時における交通渋滞など、諸問題が提起され、一方、清掃行政に対する市民ニーズが益々高まる中で、これらの対応について、長期的展望に立ち、新しい発想のもとに廃棄物処理体制を整えることとした。これが、「豊橋市都市農村環境結合計画」であり、その中核施設である「資源化センター」が昭和 55 年度から稼働した。なお、平成 14 年 4 月には、ダイオキシンの発生抑制などに優れた熱分解・高温燃焼溶融炉に更新した。また、財政負担の軽減と環境負荷の低減を図るため、平成 26 年 3 月に豊橋田原ごみ処理広域化計画を策定し、広域処理施設の整備を推進している。

この間、昭和 63 年度からは適正処理に困難なごみに対処するため、品目を指定し、排出指導を行っている。また、平成 10 年度からはペットボトルの分別収集、透明ごみ袋を推進する事業を開始した。平成 11 年 7 月からは容器包装リサイクル法の施行に対応するため、新たにプラスチックごみの収集を開始し、平成 17 年度にはプラスチックリサイクルセンターが稼働した。平成 13 年度からは、家電リサイクル法の施行にあわせ、大きなごみの戸別有料収集を開始した。平成 25 年度からは小型家電リサイクル法の施行に伴い小型家電の拠点回収を開始した。平成 28 年度からは「もやすごみ」と「こわすごみ」を対象に指定ごみ袋制度を開始した。平成 29 年 4 月から、生ごみ分別収集を開始するなど、ごみ分別制度の変更を行った。

清掃行政の重要課題であるごみ減量に関する施策としては、平成 2 年度から地域資源回収団体奨励金制度を導入し、資源リサイクルセンターを稼働した。更に資源の再利用を通じたごみ減量を推進するため、平成 3 年度から資源ごみ高度分別推進事業に取り組んでいる。平成 21 年度からは、再生した家具の展示販売や、食用油の試験回収を開始した。平成 24 年度からは剪定枝をチップ化処理し、リサイクルしている。

また、平成 11 年 4 月 1 日からの中核市移行による産業廃棄物に関わる事務の移譲に伴い、廃棄物全体を視野に入れた総合的廃棄物行政への取り組みに努めており、令和 2 年度には「豊橋市廃棄物総合計画」の計画期間満了を受け、「第 2 次豊橋市廃棄物総合計画」を策定し、市民・事業者・行政との連携による持続可能な循環型社会の実現をめざし、様々な環境施策に取り組んでいる。

(収集計画)

年 度	対象面積	人 口	世 帯 数
令和 7	262.00 km ²	366,000 人	168,000 世帯

(環境政策課)

2 ごみ収集 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/34059.htm>)

(1) 収 集

ごみ収集については、昭和 55 年度から全市 5 分別収集を実施し、平成 11 年 7 月からプラスチックごみを加えた 6 分別収集、平成 13 年 4 月から大きなごみ戸別有料収集、平成 14 年 7 月から家庭ごみをごみステーションなどへ自ら持ち出すことが困難な世帯を対象に玄関先で収集する「ふれあい収集」、平成 15 年 7 月から「もやせないごみ」を「こわすごみ」と「うめるごみ」に細分化した 7 分別収集、平成 29 年 4 月からは「生ごみ」を加えた 11 分別収集（7 分別 10 種類から呼称変更を含む）を順次開始した。

また、収集運搬業務委託については、平成 25 年 4 月から西部地区の 10 校区、平成 30 年 4 月からは市内 15 校区において実施している。

種 別	収集回数等	収集方法	収集主体
も や す ご み	週 2 回	ステーション	直営・委託
生 ご み	週 2 回	ステーション	直営・委託
こわすごみ	【～R6.9】小型家電類	4 週 毎	ステーション
	【R6.10～】小型家電類 (充電式電池が取り外せない小型家電を除く)	随 時	拠 点 回 収
	その他の日用品類	4 週 毎	ステーション
う め る ご み	8 週 毎	ステーション	直営・委託
大 き な ご み	随 時	戸 別 収 集	直 営
危 険 ご み	蛍光管、有水銀類	4 週 毎	ステーション
	ガスライター・スプレー缶・針類・刃物類	4 週 毎	ステーション
	【R6.10～】充電式電池、使い捨ての電池、60cm未満の充電式電池が取り外せない小型家電等	4 週 毎	ステーション
び ん ・ カ ン	週 1 回	ステーション	直営・委託
プ ラ マ ー ク ご み	週 1 回	ステーション	直営・委託
ペ ッ ト ボ ト ル	週 1 回	ステーション	直営・委託
古 紙	随 時	拠 点 回 収	直営・委託
布 類	8 週 毎	ステーション	直営・委託
	随 時	拠 点 回 収	直営・委託

(2) 処理

① 焼却処理施設 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7717.htm>)

熱分解・高温燃焼溶融炉 2 基で 1 日最大 400t、ストーカ炉 1 基で 1 日最大 150t を焼却処理できる。

② 再利用施設 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7720.htm>)

大きなごみ等の破碎等、1 日最大 70t(5h)まで処理できる。

③ 剪定枝リサイクル施設 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/2839.htm>)

剪定枝を 1 日最大 10t(5h)までチップ化処理できる。

④ 資源リサイクルセンター

びん・カン等の有価物を選別・圧縮ブロック化及び、ペットボトルの減容化を行い、市場に還元している。

⑤ プラスチックリサイクルセンター (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/5165.htm>)

プラスチックごみを 1 日最大 29t(5t)まで破袋・選別・梱包処理できる。

⑥ 埋立処分(<https://www.city.toyohashi.lg.jp/8822.htm>)

高塚町地内に約 20ha の用地を確保し、埋立処分を行っている。

⑦ 浸出水処理

埋立処分場からの浸出水を集水管、ポンプ、圧送管などで処理施設に送り生物処理・高度処理を行い、環境保全を図っている。1 日に 600 m³まで処理できる。

(3) 収集予定量（令和 7 年度）

(単位:t)

もやすごみ	生ごみ	こわすごみ	うめるごみ	大きなごみ	危険ごみ	資源	計
45,200	11,600	3,040	770	370	190	9,090	70,260

(4) 処理予定量（令和 7 年度）

(単位:t)

焼却	再利用	埋立
102,085	11,898	11,291

(収集業務課/資源化センター/埋立処理課)

3 し尿 収集 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/5420.htm>)

(1) 概況

し尿及び浄化槽汚泥は収集運搬許可業者（一般廃棄物処理業者）9 社が収集運搬し、本市処理施設で処理している。（平成 26 年度末で直営による収集を廃止した。）

(2) 収集予定量（令和 7 年度）

○ し 尿

汲み取り対象戸数	収集予定量
342 戸	966 kℓ

○ 淨 化 槽

収集予定量
51,529 kℓ

(廃棄物対策課)

4 ごみ減量施策

持続可能な循環型社会の実現を目指す第 2 次豊橋市廃棄物総合計画（令和 3 年 3 月策定）において、令和 12 年度の市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 400g、リサイクル率を 30% とする目標を定め、ごみの減量とリサイクルの推進に資する環境施策に取り組んでいる。

(1) 地域資源回収団体奨励事業 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/8387.htm>)

資源回収の活性化及び効率的な再資源化を推進するため、資源ごみのうち、「紙、布、アルミ缶又はスチール缶」を回収した団体に対し奨励金を交付する。

① 交付対象団体

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1) 校区自治会 | 7) 保育園保護者連絡会 |
| 2) 町自治会 | 8) 認定こども園保護者連絡会 |
| 3) 子ども会 | 9) 小学校 PTA |
| 4) 女性会 | 10) 中学校 PTA |
| 5) 老人クラブ | 11) その他市長が認めた福祉団体等 |
| 6) 幼稚園保護者連絡会 | |

② 交付要件

登録団体が紙、布、アルミ缶又はスチール缶について資源回収活動を実施し、登録業者によって回収された場合

③ 交付額（令和 6 年度）

回収重量 1 kg につき	新聞・チラシ、ダンボール、雑誌・雑がみ 牛乳パック等、布	5 円
	アルミ缶、スチール缶	10 円

年 度	登 録 団 体 数	実 施 团 体 数	回 収 状 況
令和 2	580	307	4,683 t
3	580	303	4,256
4	583	298	4,092
5	585	291	3,628
6	571	291	3,237

(2) 資源リサイクルセンターの稼働

資源ごみの地域リサイクルシステムを確立するための資源選別施設であり、主に「びん・カン、ペットボトル」の選別を行い、付加価値を高めたうえ市場に還元する。

年 度	搬 入 量	有 価 物 量	有 価 物 率
令和 2	3,913 t	3,163 t	80.8 %
3	3,833	2,990	78.0
4	3,760	2,921	77.7
5	3,602	2,812	78.1
6	3,540	2,745	77.5

※有価物量には、逆有償の物も含む。

(3) ごみ減量リサイクル推進店 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/6172.htm>)

簡易包装・詰め替え商品の販売、資源物の回収、販売品の修理サービスなど環境にやさしい店舗を認定し、ごみ減量やリサイクルを進める。

(4) 事業系一般廃棄物減量化事業 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/6174.htm>)

事業系一般廃棄物の再利用及び減量化を推進するため、再利用及び減量に関する計画の作成と実施の指導を行い、環境保全と資源の有効利用を図る。

(5) リサイクルステーション事業 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/8387.htm#ko3r>)

地域資源回収を補完するために、イオン豊橋南店、あずまだに回収拠点を設置して、古紙・布類・食用油・小型家電の資源化を進める。

(6) 5 3 0 運動環境協議会 (<https://www.530toyohashi.jp>)

ごみの発生抑制、環境美化、省資源省エネルギーなどの推進を目的に、市民・事業者との連携によりモラルを高めごみのない美しいまちをつくる。

(環境政策課/資源化センター)

5 産業廃棄物の取り組み (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/2811.htm>)

平成 11 年 4 月 1 日の中核市移行から産業廃棄物処理業の許可、廃棄物処理施設の設置許可、処理業者及び排出事業者に対する適正処理指導等の事務を行っている。

令和 2 年度に、今後 10 年間の本市の産業廃棄物の適正処理を推進するための基本的事項を定めた「第 2 次豊橋市廃棄物総合計画（産業廃棄物処理基本計画）」を策定した。

本市では、「I 産業廃棄物の発生・排出抑制」、「II リサイクルの推進」、「III 適正処理の推進」の 3 つの基本方針に基づき、排出事業者・処理事業者・市民・行政のそれぞれが役割を果たし、相互に連携して産業廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルの推進並びに適正処理に努めていく。

(1) 産業廃棄物処理業者数 (各年 3 月 31 日現在)

年	許可業者数	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		合計
		収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業	
令和 3 年	41	61	6	5	113	
4	40	60	6	5	111	
5	40	60	6	5	111	
6	39	58	5	5	107	
7	38	59	4	5	106	

(2) 産業廃棄物処理業者及び処理施設の申請状況

年 度	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		産業廃棄物 処理施設	合 計
	収集運搬業 許可申請	処分業 許可申請	収集運搬業 許可申請	処分業 許可申請	施設許可 申請	
令和 2	6 (0)	20 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	29 (4)
3	6 (0)	11 (1)	1 (0)	2 (1)	2 (1)	22 (3)
4	6 (0)	4 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (0)
5	14 (0)	14 (0)	1 (0)	1 (0)	8 (4)	38 (4)
6	7 (0)	14 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	23 (1)

※ () 内は、新規申請件数を内数で示す。

(3) 指導等の状況

年 度	業の取消	業の一時停止	施設の許可取消	施設の一時停止	改善命令	報告の徵収	改善勧告	通告書	指導票	合計
令和2	0	0	1	0	0	0	2	-	9	12
3	0	0	0	0	0	0	4	-	20	24
4	0	0	0	0	0	0	1	2	15	18
5	0	0	0	0	0	4	2	0	15	21
6	0	0	0	0	0	2	2	0	16	20

(4) 自動車リサイクル法関連事業者数

(各年 3月 31日現在)

年	引取業	フロン類回収業	解体業	破碎業	合 計
令和 3	120	39	17	10	186
4	115	38	16	10	179
5	73	34	16	10	133
6	65	30	16	10	121
7	60	28	15	10	113

(廃棄物対策課)

6 環境センター (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7393.htm>)

(1) 東部環境センター

① 収集基地

所 在 地 豊橋市飯村町字高山 11 の 19

敷 地 面 積 11,746.48 m²

建物延床面積 3,655.63 m²

② 東部中継施設 (令和 4 年 3 月 31 日廃止)

建物延床面積 1,889.23 m²

処 理 能 力 150t/ 日

③ 汚水処理施設

建物延床面積 566.71 m²

処 理 能 力 35 m³/ 日

(2) 南部環境センター

① 収集基地

所 在 地 豊橋市東七根町字宝地道 24

敷 地 面 積 5,412.00 m²

建物延床面積 1,489.92 m²

(3) 西部環境センター (民間業者に委託) (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/5280.htm>)

① 収集基地

所 在 所 豊橋市神野新田町字京ノ割 46 の 1

敷 地 面 積 10,060.72 m²

建物延床面積 914.69 m²

○ 環境センター保有車両

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

区 分	東 部	南 部	西 部 (業者保有)	計
ごみ収集車	2t 車	1	2	4
	3.5t 車	12	9	15
	4t 車	14	8	10
ダンプ	2t 車	3	2	4
	4t 車	1	0	0
中継輸送車	0	0	0	0
コンテナキャリー車	2	0	0	2
普通貨物車	4	0	0	4
小型貨物車	1	0	0	1
バキュームカー	1	0	0	1
軽四輪車	トラック	1	0	1
	ワゴン	3	2	6
普通車	ライトバン	2	0	2
	ミニバン	1	0	1
フォークリフト	1	0	0	1
ショベルローダ	1	1	0	2

(収集業務課)

7 資源化センター・資源リサイクルセンター・プラスチックリサイクルセンター・こわすごみ選別施設

資源化センターは、熱分解・高温燃焼溶融炉方式のごみ処理施設で大気汚染物質の排出が少なく、ごみに混入した鉄やアルミなど金属類の回収、焼却に伴う余熱の回収に優れているといった特徴がある。回収した余熱は、施設の熱源や発電等で有効利用しているほか、熱源として蒸気を周辺温室団地へ供給している。また、発生したスラグは最終処分場の覆土材として有効活用している。

平成 19 年 10 月より、温水プール・温浴施設・トレーニングルーム等で構成する健康・交流施設「りすば豊橋」を開設し、同施設の熱源として蒸気を供給している。また、平成 24 年 4 月から剪定枝リサイクル施設が稼働し、製品を畑の土譲改良材、堆肥の水分調整材及び公園などのマルチング材として供給を開始し、平成 25 年 4 月から有料にて販売を開始した。

資源リサイクルセンターでは、収集したびん、カン、ペットボトルを資源化するため、選別、圧縮等の処理を行っている。また、令和 4 年 10 月からは使用済みペットボトルから新たなペットボトルを生み出す「ボトル to ボトル」水平リサイクルを開始した。

プラスチックリサイクルセンターでは、容器包装リサイクル対象物の破袋・選別・梱包を行い国指定再商品化事業者へ引き渡ししている。

平成 23 年 10 月より西部中継施設の一部を改修し、こわすごみの中から資源・可燃残渣・埋立残渣に分別を行い資源化及び適正処理を行っている。また、平成 25 年 10 月からは小型家電リサイクル法の施行に伴い、小型家電について分別し、資源化を行っている。

(1) 資源化センター (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/2834.htm>)

所 在 地	豊橋市豊栄町字西 530
敷 地 面 積	45,145.30 m ²
建物延床面積	32,756.27 m ²
主 な 施 設	
焼 却 施 設	550t/ 日 (200t/ 日 × 2 基、 150t/ 日 × 1 基)
再 利 用 施 設	70t/ 日 (5h)
剪 定 枝 リ サ イ ク ル 施 設	10t/ 日 (5h)

(2) 資源リサイクルセンター

所 在 地	豊橋市東七根字宝地道 31～33
敷 地 面 積	4,856.38 m ²
建物延床面積	1,505.03 m ²
主 な 施 設	
びん缶処理施設	45t/ 日 (6h)
ペットボトル処理施設	4.2t/ 日 (6h)

(3) プラスチックリサイクルセンター (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/5165.htm>)

所 在 地	豊橋市東七根町字宝地道 40 の 1
敷 地 面 積	5,101.39 m ²
建物延床面積	3,191.87 m ²
処 理 能 力	29t/ 日 (5h)

(4) こわすごみ選別施設

所 在 地 豊橋市神野新田町字京ノ割 46 の 1 (西部中継施設内)
建物延床面積 425 m²

○ 資源化センター・資源リサイクルセンター・

プラスチックリサイクルセンター保有車両 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

区分	台数
軽四輪車 (ワゴン)	2
軽四輪車 (トラック)	1
ダンプカー (10t)	2
ダンプカー (4t)	3
コンテナ車 (10t)	1
コンテナ車 (4t)	2
ショベル車	8
ホイール車	2
フオクリフート	3
パワーショベル	2
アイアンクリーク	1

(資源化センター)

8 廃棄物最終処分場

(1) 埋立処分場 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/8822.htm>)

設置場所 豊橋市高塚町字東大繩手 441 ほか
埋立用地面積 202,072.69 m²
建物延床面積 事務所 359.99 m²
倉庫等 245.79 m²

(2) 伊古部浸出水処理施設

設置場所 豊橋市伊古部町字落合 70
敷地面積 2,804 m²
建物延床面積 257.09 m²

(3) 高塚浸出水処理施設

設置場所 豊橋市高塚町字三ツ合 78
敷地面積 6,001 m²
建物延床面積 462.30 m²

○ 廃棄物最終処分場保有車両 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

区分	台数
パワードショベル	5
ブルドーザー	1
ダンプカー (10t)	2
軽四輪車 (トラック)	1
散水車 (8t)	1
普通車 (バン)	1
普通車 (ダンプ)	1
軽四輪車 (ワゴン)	2
軽四輪車 (ダンプ)	1

(埋立処理課)

9 廃棄物処理手数料

(1) 一般廃棄物

種類	料金区分	算定基礎	金額	備考
ごみ等	廃棄物 処理 施設 投入 料金	豊橋市資源化 センターに投 入する場合	円 150	1. 家庭廃棄 物等は、無 料とする。
		バイオマスと して利活用す る施設に投入 する場合	50	2. 10kg未満 は、10kgと みなす。
		最終処分場投入料金	200	
		大きなごみ収集手数料	1品目ごとに 3,000円以内で規則で 定める額	
し尿、 浄水槽 汚泥	廃棄物処理施設投入料金	900ℓごとに	50	900ℓ未満は、 900ℓとみな す。
犬、猫等 の死体		市が収集運搬 し、処分するも の1匹につき	620	

(2) 産業廃棄物

種類	料金区分	算定基礎	金額	備考
ごみ等	最終処分場 投入料金	10kgごとに	円 200	10kg未満は、10kgとみ なす

備考

一般廃棄物と産業廃棄物の区別が困難なものについては、産業廃棄物とみなす。

(環境政策課/廃棄物対策課)

- ・事業系ごみ（事業系一般廃棄物・産業廃棄物）の本市処理施設への投入許可(<https://www.city.toyohashi.lg.jp/50121.htm>)
- ・大きなごみ収集手数料 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7394.htm>)
- ・犬猫の死体の受入 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7396.htm>)

10 環境対策 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/54183.htm>)

市民の生活環境の保全を図るため、工場・事業場への立入調査及び指導の徹底など発生源対策を進めるとともに、アイドリングストップ運動等各種啓発に取り組んできた。

また、広域的な大気環境の監視のため大気汚染テレメータシステムにより大気汚染常時監視測定局データをリアルタイムで集中管理するとともに、自動車排出ガスについても監視体制の強化を図ってきた。

(1) 環境測定機器の整備状況（主なもの） (令和7年4月1日現在)

測定機器名	台数	測定機器名	台数
硫黄酸化物・粉じん自動測定記録計	2	高周波誘導結合プラズマ質量分析装置	1
窒素酸化物自動測定記録計	2	分光光度計	1
窒素酸化物・粉じん自動測定記録計	1	水銀分析計	2
オキシダント自動測定記録計	5	純水製造装置	1
一酸化炭素自動測定記録計	1	pH計	1
微小粒子状物質自動測定記録計	3	高圧滅菌器	2
気象測器盤	1	乾熱滅菌器	1
微風向・風速計	4	塩分計	1
大気汚染常時監視テレメータシステム	1	ふっ素蒸留装置	1
ハイボリウムエアサンプラー	3	騒音計	5
微小粒子状物質成分試験用エアサンプラー	1	高速度レベルレコーダー	2
ガスクロマトグラフ質量分析計	2	振動レベル計	2
有害大気(重金属用)試料前処理装置	1	放射線測定器	2
高速液体クロマトグラフ	1	臭気計	1
イオンクロマトグラフ	1		

(2) 公害苦情種類別件数

種類 年度	典型7公害							典型7公害以外				合計	
	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	日照・光害	不法投棄	糞尿の害	害虫等の発生		
令和2	92	16	0	64	7	0	59	0	32	0	3	11	284
3	46	22	0	62	3	0	39	1	18	2	21	8	222
4	47	22	0	58	7	0	35	0	22	0	10	13	214
5	57	15	0	51	8	0	36	0	44	0	3	14	228
6	57	20	0	58	9	0	44	1	32	0	17	13	251

(3) 公害苦情発生源別件数

発生源 年度	製造業	農業	建設業	販売・小売 飲食店	サービス業	家庭生活	道路・空地	その他	不明	計
令和 2	18	37	32	14	21	36	3	29	61	251
3	17	25	26	16	25	28	0	22	44	203
4	27	25	28	10	16	25	2	19	42	194
5	25	34	45	14	8	28	4	31	20	209
6	23	21	42	11	15	35	4	28	50	229

(4) 公害苦情用途地域別件数

区域	年度 用途地域	令和 2	3	4	5	6
	住居系地域	54	56	43	38	65
街	商業系地域	15	13	8	19	10
	準工業地域	23	18	17	20	19
化	工業地域	14	5	5	9	7
	工業専用地域	0	5	2	0	1
調整	無指定地域	145	106	119	123	127
計		251	203	194	209	229

(環境保全課)

(5) 豊橋市浄化槽設置整備事業（令和7年度）(<https://www.city.toyohashi.lg.jp/50406.htm>)

区分	内 容																								
目的	浄化槽設置に補助金を交付することによって、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図る。																								
補助対象地域	次の区域を除く地域 (1) 公共下水道及び流域下水道の予定処理区域 (2) 地域下水道区域 (3) その他市長が指定する区域																								
補助対象浄化槽	処理対象人員 50人以下の環境配慮型浄化槽（合併処理）																								
補助対象建築物	►単独処理浄化槽及び汲み取り槽からの転換 ①専用住宅 ②併用住宅（延べ床面積 1/2 以上を居住の用に供する建築物） ③集合住宅 ④その他市長が認める建築物																								
欠格要件	(1) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく確認を受けて浄化槽を設置する場合 (2) 本市に納付すべき市税を滞納している場合 (3) 申請日時点で本市に住民登録がない場合（住民登録が確認できない理由がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く）																								
補助額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">処理対象人員</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">単独処理浄化槽及び汲み取り槽からの転換</td><td></td></tr> <tr> <td>5人槽</td><td></td><td>332,000 円</td></tr> <tr> <td>6~7人槽</td><td></td><td>414,000 円</td></tr> <tr> <td>8~50人槽</td><td></td><td>548,000 円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">浄化槽の設置に伴う撤去処分費</td><td>単独処理浄化槽</td><td>120,000 円</td></tr> <tr> <td>汲み取り槽</td><td>90,000 円</td></tr> <tr> <td colspan="2">浄化槽の設置に伴う宅内配管工事費</td><td>300,000 円</td></tr> </tbody> </table>		処理対象人員		限 度 額	単独処理浄化槽及び汲み取り槽からの転換			5人槽		332,000 円	6~7人槽		414,000 円	8~50人槽		548,000 円	浄化槽の設置に伴う撤去処分費	単独処理浄化槽	120,000 円	汲み取り槽	90,000 円	浄化槽の設置に伴う宅内配管工事費		300,000 円
処理対象人員		限 度 額																							
単独処理浄化槽及び汲み取り槽からの転換																									
5人槽		332,000 円																							
6~7人槽		414,000 円																							
8~50人槽		548,000 円																							
浄化槽の設置に伴う撤去処分費	単独処理浄化槽	120,000 円																							
	汲み取り槽	90,000 円																							
浄化槽の設置に伴う宅内配管工事費		300,000 円																							

(6) 令和6年度浄化槽補助（合併処理）対象実績

人槽	5	6~7	8~10	11~20	21~30	31~50	計	撤去補助
基 数	38	30	3	0	0	0	71	64

補助金合計 55,141 千円（四捨五入）

（廃棄物対策課）

11 地球温暖化対策 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/50192.htm>)

地球温暖化防止に対する市民意識の向上を図るとともに、豊橋市域のすべての経済活動や家庭生活により排出される温室効果ガスの排出量削減に向け、第2次豊橋市地球温暖化対策地域推進計画を策定し、取り組み方針として5つの項目を掲げ施策を推進する。(令和4年3月一部改訂：温室効果ガス排出量削減目標の引き上げ)

【5つの項目】

- ① エネルギーを賢く使おう（節電・省エネ）
- ② 新しいエネルギーを生みだそう（再生可能エネルギー）
- ③ 地球にやさしい乗り物を使おう（交通・次世代自動車）
- ④ 緑や資源を大切にしよう（リサイクル・まちづくり）
- ⑤ 地球環境への理解を進めよう（環境学習・参画）

【主な事業】

(1) ゼロカーボンの推進

2050年ゼロカーボンシティの実現を目指すため、市民や事業者を対象に家庭や事業所でできる温室効果ガス排出削減の実例などを体験・習得する市民向けイベントや啓発セミナーを開催するなど、ゼロカーボンの推進に向けた市民、事業者の行動を促進するよう様々な手法を活用し幅広い情報発信を実施する。

(2) 家庭用エネルギー設備導入補助事業 (令和7年度) (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/49738.htm>)

地球温暖化対策を推進するため、太陽光発電設備などエネルギー設備の設置費等に対して助成する。

区分	内 容
目的	市民が行う住宅全体での創エネ・蓄エネ・省エネを積極的に支援し、地球温暖化対策を推進する。
対象者	自ら居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する方で、とよはしエコファミリー登録に同意する方、豊橋市が徴収する税を滞納していない方
補助額	<ul style="list-style-type: none">(1) 燃料電池 4万円(2) リチウムイオン蓄電池 蓄電容量1kWh当たり1万円(上限7万円)又は設置費用の1/20の低い方(3) 太陽光パワコンの更新 更新費用の1/5(上限5万円)(4) 太陽熱利用設備 自然循環型 2万円 強制循環型 3万円(5) 一体的導入 太陽光・HEMS・リチウムイオン蓄電池の同時申請一律12万円(6) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH) 一律16万円

補助の実績

項目	年度					
		令和 2	3	4	5	6
太陽光	件 数	45	59	78	33	39
	金額(千円)	2,483	2,652	3,623	1,509	1,791
燃料電池	件 数	143	115	143	119	75
	金額(千円)	5,720	4,600	5,720	4,760	3,000
リチウムイオン蓄電池	件 数	177	202	249	245	228
	金額(千円)	10,482	12,697	15,426	16,102	14,585
太陽光パワコンの更新	件 数	-	-	40	36	49
	金額(千円)	-	-	1,961	1,769	2,431
ペレットストーブ	件 数	0	1	-	-	-
	金額(千円)	0	30	-	-	-
太陽熱利用設備	件 数	15	16	15	18	12
	金額(千円)	320	340	310	390	290
地中熱利用設備	件 数	2	5	3	3	-
	金額(千円)	200	500	300	300	-
一体的導入	件 数	68	77	91	45	58
	金額(千円)	10,880	9,240	10,920	5,400	6,960
Z E H	件 数	50	48	52	108	116
	金額(千円)	10,000	7,680	8,320	17,280	18,560

(3) 次世代自動車購入等補助事業（令和7年度）

地球温暖化対策を推進するため、次世代自動車（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車）や住宅用充給電設備の設置に対して助成する。

① 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車

(<https://www.city.toyohashi.lg.jp/49739.htm>)

区分	内 容
目的	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の導入を促進し、地球温暖化対策を推進する。
対象者	(1) 自ら使用する目的で購入またはリース契約する個人で、市内に在住しており、とよはしエコファミリー登録に同意する方 (2) 事業に使用する目的で購入またはリース契約する事業者で、市内に本社、本店、支店、営業所、工場、事業場等を有している方 (1)～(2)のいずれかに該当し、豊橋市が徴収する税を滞納していない方
補助額	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車車両本体価格の5%（電気自動車（軽自動車）は上限3万円、電気自動車（軽自動車以外）は上限6万円、プラグインハイブリッド自動車は上限3万円、燃料電池自動車は上限20万円）

※令和1年度から令和4年度までは電動バイク、及び太陽光設置加算の実績を含む。

補助の実績

項目	年度	令和2	3	4	5	6
	件 数	49	103	288	321	200
補助	金額（千円）	2,370	5,740	15,900	12,230	8,120

② 住宅用充給電設備（<https://www.city.toyohashi.lg.jp/49740.htm>）

区分	内 容
目的	住宅用の充給電設備の導入を促進することで、次世代自動車の普及促進を図り、地球温暖化対策を推進する。
対象者	自ら居住する住宅や、その住宅のための駐車場等に補助対象設備を設置する個人で、とよはしエコファミリー登録に同意する方、豊橋市が徴収する税を滞納していない方。
補助額	充給電設備設置費用の1/4（上限5万円）

補助の実績

項目	年度	令和 2	3	4	5	6
	件 数	4	4	7	8	20
補助	金額 (千円)	400	200	350	400	1,000

(4) 市内事業者太陽光発電設備等導入補助事業 (令和 7 年度)

(<https://www.city.toyohashi.lg.jp/50246.htm>)

区分	内 容		
目的	市内の事業活動における創エネ・蓄エネ・省エネを積極的に支援し、地球温暖化対策を推進する。		
対象者	市内事業所に設備を設置しようとする者又はその者と PPA 手法により、電力供給契約を締結し、PPA 事業を実施しようとする者、豊橋市が徴収する税を滞納していない者。 太陽光発電設備で発電する電気が設置される事業所において 1/2 以上消費すること。		
補助額	(1) 太陽光発電設備 最大出力 1kW 当たり 2 万円(上限 100 万円) 又は設置費用の 1/10 の低い方 (2) 蓄電池 蓄電容量 1kWh 当たり 2 万円(上限 50 万円) 又は設置費用の 1/10 の低い方		

補助の実績

項目	年度	令和 4	5	6
	件 数	3	9	4
太陽光発電設備	金額 (千円)	1,359	4,604	1,755
蓄電池	件 数	4	3	0
	金額 (千円)	382	1,143	0

(5) 次世代自動車充電インフラ設備設置補助事業 (令和 7 年度)

(<https://www.city.toyohashi.lg.jp/58297.htm>)

区分	内 容
目的	市内に充電インフラ設備(急速充電設備及び普通充電設備)の導入を促進することで、次世代自動車の普及促進を図り、地球温暖化対策を推進する。
対象者	市内において、新たに補助対象設備を設置する法人又は個人の事業者で、豊橋市が徴収する税を滞納していない者
補助額	設置に係る費用のうち設備費、据付、運搬、配線工事費の 1/4(急速充電設備は上限 50 万円、普通充電設備は上限 10 万円)

※令和 6 年度は補助実績なし

(環境政策課)